



## 日本中近世移行期における戦争と軍事動員

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 大阪公立大学大学院文学研究科都市文化研究センター 公開日: 2025-05-23 キーワード: 戦争, 軍事編成, 軍事動員, 戦国期権力, 日本中近世史 作成者: 兒玉, 良平, 西森, 駿汰, 石田, 将大, 坂本, 直紀 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.24729/0002003043">https://doi.org/10.24729/0002003043</a>

◇研究ノート◇

## 日本中近世移行期における戦争と軍事動員

兒玉 良平 西森 駿汰 石田 将大 坂本 直紀

### ◆要旨

戦争の常態化をその特徴とする日本の戦国時代において、従来、戦争をとりまく社会・経済構造について研究が積み重ねられてきた。ただし、残存史料の地域偏差もあり、総体的な戦国時代の「戦争」の実態解明にはなお課題を残す。そこで本稿では、戦争遂行の主体である各大名・領主の権力構造のあり方にも直結する軍事編成・動員のあり方を検討することで、「戦争」の構造について明らかにしようと試みた。

まず、第1章では、戦国期の権力がいかにして民衆を動員したのかという点に焦点を当て、各事例を取り上げて共通点や差異を見出した。第2章では、戦国大名権力による国衆(国人領主・戦国領主)の軍事動員について検討した。国衆とは、戦国大名の家来ではなく、独立した領主として存在した武士である。そうした存在についても、主に西日本地域の事例をもとにとりあげた。第3章では、現代でいう傭兵にあたる足軽について、畿内近国を中心に、武家権力による足軽の軍事動員の検討を行った。

以上の検討により、戦国期の軍事動員は近代的な戦争のようなシステムティックなものではないことが確認できた。民衆動員には、大名権力が意図したようにはうまくゆかず、国衆は自らの利益にならない軍事行動は忌避する傾向にある。一方で、足軽は独自の軍事課役を都市や村に課し、独自の基盤形成を図ろうとしていた。戦国時代においては、大名権力・中小領主・民衆がそれぞれの意向をもちつつ、戦争に直面していたことが窺える。

キーワード：戦争、軍事編成、軍事動員、戦国期権力、日本中近世史

### はじめに

日本における「戦国時代」は、文字通り戦争の常態化によって特徴づけられる時代であったといえよう。従来、戦国期における研究では、戦争をめぐる社会・経済構造についての研究が積み重ねられてきた。たとえば、小林一岳氏・則竹雄一氏らによる、武器、村の武力、城館、流通などから多角的に日本中世の戦争の実相を明らかにする取り組みや<sup>1)</sup>、高橋典幸氏らによる、政治・集団・外交・環境・記憶の5つのテーマを軸に各論考を配置し、日本中世の戦争と平和を多角的に考察する取り組み<sup>2)</sup>、久保健一郎氏による、関東の北条氏領国をフィールドとして、経済面から戦国大名による戦争遂行の問題を論じる取り組み<sup>3)</sup>が代表例として挙げられよう。

その一方で、上記のような、大名権力による軍事動員のあり方や戦争経済など、システム面から中世日本の戦争を検討する近年の研究の多くは、上記の久保著書を筆頭に、関連史料が豊富な東日本地域をフィールドとして行われている。こうした検討が立ち遅れている西日本地域と対比すると、地域的な偏りは否めない。西日本地域

において、システム面からの検討を蓄積し、その上で東日本地域との比較検討を試みることで、より総体的に中世日本の戦争の実態を把握することが求められよう。とりわけ、戦争の構造を追求する上で、軍事編成・動員のあり方を検討することは、戦争遂行の主体である大名・領主らそれぞれの権力構造そのもののあり方にも直結するため、重要である。

そこで本研究では、その第一歩として、戦国時代における、軍事動員のあり方についての解明をめざす。第1章(石田執筆)では、戦国期の権力による民衆軍事動員のあり方について整理するとともに、複数の事例をあげ、その共通点や差異を見出すことを目的とする。第2章(西森執筆)では、西日本、特に中国・九州地域を中心に、大名権力によるの国衆の軍事動員について検討を行う。第3章(坂本執筆)では、畿内近国を中心に、武家権力による足軽の軍事動員について検討を行う。なお、はじめに・おわりには兒玉が執筆を担当した。

## 第1章 戦国期における民衆軍事動員

本章では、戦国大名と郷村(村落)の関係を踏まえ、戦国時代という特殊な社会状況で発生した戦争をもとに、大名はどのようにして戦争を行ったのかを考える。それとともに、戦争という非日常的な場面において、大名と郷村の関係から大名による民衆の軍事動員をみてゆく。

### 第1節 戦国期の民衆軍事動員に関する主な研究

勝俣鎮夫氏は、中世の領主と百姓はもともと互換的・双務的な関係にあったとし、大名・領主には国民への保護義務、つまり危機管理の責務があり、それを果たす限りにおいて、絶対的支配権を主張しえたと指摘した<sup>4)</sup>。そこで、戦国期の百姓は既に兵と分離して非戦闘員として位置付けられ、ただ国家存亡の非常事態にのみ、国家防衛のため、国に属するものの役として、20日を限り従軍の義務を負うべきものとされた、という。

また、民衆の軍事動員について、藤木久志氏は、中世以来、近世末まで変化がなく、危機管理として緊急の戦時に限って行われたとする<sup>5)</sup>。ここでの夫役並みの兵補充は、戦国期及び幕末の兵賦取り立てにおいても、民衆の抵抗と骨抜きにあい、有効に機能にしたとはいえないとした。一方、黒田基樹氏は、室町後期から戦国期にかけて、領主や守護・有力寺院などの地域権力、さらには戦国大名・国衆などの領域国家による村の武力動員は一般的にみられたと主張する<sup>6)</sup>。ただし、その動員は村にとって、地域防衛・生活防衛と一体化した場合にのみ実現をみたとした。

ところで熊沢徹氏は、明治国家の徴兵令は、幕末期の兵賦システムの失敗に多く学んだとし、その核心として注目すべきは、四民平等論にもとづき、明治5年(1872)11月に徴兵告諭を宣明した「兵農合一」(「兵農ノ別」の廃棄)論であるとした<sup>7)</sup>。すなわち、それまでの身分・職能によって画された兵(守る人=危機管理)と農(作る人=生産管理)という職責区分、つまり兵農分離を真っ向から否定することで、国民徴兵に道を開くことができたとして評価する。

以上のように、戦国期の民衆動員については、勝俣氏や藤木氏のように非常事態でのみ動員できたという主張があるのに対し、黒田氏のように民衆動員は一般的に行われていたと説く主張もある。また、明治期は徴兵令のシステムについて、前近代の方式を大きく改め、兵農合一のもと、民衆も動員できるようになったといわれる。

次に、上位権力の支配形態や地域性の差異が大きい戦国期において、どのように民衆動員が行われたのか、各事例をみてゆく。

まず、東北では伊達氏の事例が知られている。伊達政

宗が当主となった天正17年(1589)に「野隊日記」が作成され、そこでは、軍事動員の傭員として百姓だけでなく、名子・下人なども選出されたことがわかる<sup>8)</sup>。

関東では、結城氏と北条氏の事例をみることができる。結城氏は「結城氏新法度」によると貫高に応じて徴兵を行っていたことがわかる<sup>9)</sup>。貫高は小規模な給人が申告していたとされる。これにより、在地にいる給人によって民衆が徴発されていたことが想定される。

北条氏については、伊豆・相模の名主層に知行を宛行うことで、「小田原衆所領役帳」に記される家臣団とは質的に異なる下級家臣団を北条氏の兵力として動員する体制を構築していくことが、中村吉治氏によって明らかにされた<sup>10)</sup>。また池上裕子氏は、天正15年(1587)の北条氏による大量動員体制を取り上げ、個々の給人への着到増員では吸収できない郷村の百姓を強制的に村請負によって動員しようとしたものと評価した<sup>11)</sup>。さらに、その動員では、単に指定人数が集めることが目的ではなく、交名によって固定した人数を掌握したところに意味があったとした。そして、北条氏の政策において、永禄12年(1569)の人改、天正年間の百姓を中心とした荒川衆の編成、天正15年(1587)の大量動員策は一連の動きとして行われ、歩兵を主とする新しい家臣団編成を目指すものであったと位置付けた。

しかし、藤木氏は、民衆の徴兵システムは、大名側の期待通りに作動するには至らないと主張し、上記の池上説を批判した<sup>12)</sup>。

そのようななか、黒田氏は、北条氏による「人改令」34点をとりあげて、北条氏の民衆動員を分析した<sup>13)</sup>。その結果、北条氏においては、中世身分制とは異なり、大名との関係をもとにした「兵」と「百姓」からなる新たな身分制が形成され、それは近世の身分制と同質であるとした。

続いて、甲信越では武田氏及び上杉氏の事例をみることができる。まず、奥野高広氏によって、元亀3年(1572)の動員令が初めて紹介され、以後研究が進展してゆく<sup>14)</sup>。武田氏の民衆軍事動員については、井原今朝男氏が戦争時の山城には武士が入城し、山小屋に地下人が配置されたことを明らかにし、山小屋に動員された軍勢は、最も危険性の高い軍事行動に消耗用の軍事力として利用されたと主張した<sup>15)</sup>。対して、笹本正治氏は山城と山小屋は機能に差があることを指摘し、山小屋は戦乱の際に武士や民衆が避難するアジール性をもつ場所であると主張した。つまり、井原氏がいうような山城と山小屋に配置される人間の間に階級差はないと批判した。

また笹本氏は、地下人が、敵の退却時や通路封鎖など比較的安全な場所に配置されることを明らかにし、自説を強調している。こうした研究により、山小屋やその機能、役割についての「山小屋論争」に論点が集中するこ

ととなった<sup>17)</sup>。これに対して、井原氏も、地下人は敵軍に内通する可能性をもち、大名権力によって最も警戒すべき内なる敵、いわば「危険度の高い消耗用の軍隊」と評価し、笹本説に対抗する形で、自説を強調するにいたっている<sup>18)</sup>。

さらに、山本浩樹氏は地下人の動員について、最前線に送りこまれる場合と、通路制圧のために動員される場合に分け、通路遮断は最前線で戦闘を伴うことを明らかにし、井原説に近い見解を示した<sup>19)</sup>。一方、山下孝司氏は、前線での軍事行動には地侍層が動員され、地下人には危険度が低い任務があてられたとした<sup>20)</sup>。これは、井原・山本両説に批判的な見解を示しているといえる。

上杉謙信の民衆動員については、山田邦明氏や金子達氏の研究がある<sup>21)</sup>。元亀3年から天正元年(1572-73)にかけて、謙信は越中に出兵し、富山城を押えたが、一向一揆や一揆と結んだ椎名氏の抵抗が続き、敵対勢力により越後が襲われると予想された。そうした事態に対処すべく、地下人に鎧や小旗を用意して防衛するように指示を出している。山田氏は謙信の軍事動員について、村と百姓たちを領土防衛に積極的に組み入れようとしたと評価している。一方で、敵が現れた際に、当時の百姓がみな逃げ出すことで、村が焼かれてしまう実態もあったとした。

また、金子氏は、越後において地下人の階層は判明せず、武田氏領国のようなものではなかったとする。上杉氏領国内では上層農民や足軽のようなものも、地下人と称することができたとする。さらに、上杉氏の軍事動員体制は基本的に整っていなかったと評価されたが、地下人を動員する「地下鎧」については次第に契約組織が生まれるといった展開があったとした。

以上のように北条氏と武田氏においては、大名による民衆軍事動員に関する史料が多く残存しているためか、研究が進展し、軍事動員の内実が明らかとなってきた。そこで、鈴木将典氏は北条氏と武田氏の軍事動員を比較して検討した<sup>22)</sup>。北条氏の民衆動員は「国家」の非常時に限定され、動員された民衆は戦闘に従事する武士などではなく、本来は「農」としての制約を受けていたとする。また、武田氏も「国家」(武田家とその領国)の危機を強調する一方で、民衆動員は様々な制約(年齢や日数、戦場での役割など)のもとで行われており、北条氏権力との多くの共通点を見出した。さらに、鈴木氏は、東海における徳川氏による天正12年(1584)の動員令をあげ、動員対象となった年齢(15~60歳)が武田氏や北条氏とほぼ共通することを指摘した。こうした動員対象の年齢層は、上杉氏にも共通する。

そして武田氏については、武田氏が滅亡した状況下において、山小屋に籠った地下人が自国の武士を襲い、敵方に寝返るなど自らの利害を守るために武力を行使した

ことを明らかにした。それゆえ、武田氏が境目地域の地下人から誓詞や人質をとって警戒し、その一方で、丁寧な扱いを指示したのも、戦国大名(領域権力)の地域防衛体制が、民衆の利害(生命や財産の保護)と一致する場合に限って機能していたからだと想定した。また、上杉氏の事例においては、地下人に指示を出して領土防衛にあたらせた様子が伺える。

続いて畿内の事例としては、荘郷の民衆動員と惣国一揆の事例をみることができる。

藤木氏は、室町幕府の民衆動員令により、荘郷の民衆が前線での迎撃と後方での落人狩り、通路遮断の役割を担っていたとした<sup>23)</sup>。また、中枢警護の任は、三管領四職という幕府軍の主力が中核となったとし、村の動員は有償で行われたことを明らかにした。これにより、地下人が退路を遮断するという任を受けている点が武田氏の動員と共通し、「着到」によって出動人員がまとめられる点が北条氏の動員方式と共通していることを指摘した。さらに、天正10年(1582)の山崎合戦においても、羽柴秀吉がいち早く山城国の村々を掌握し、民衆動員令を発し、明智光秀を落ち武者狩りによって打ち取ったと評価した。

長谷川裕子氏は、伊賀惣国一揆の民衆動員を検討し、惣国一揆が軍事動員をする際は、他国からの侵攻に対する郷土防衛が目的であったことを明らかにした<sup>24)</sup>。また、こうした軍事行動は甲賀でも同様にみられることを主張した。他国への軍事行動を展開する戦国大名に比べ、領国存亡の危機に際してのみ郷土防衛を呼びかける点が特徴的であるとした。こうした惣国一揆の動員体制は、百姓に武器を持たせ、年齢制限をかけるところに、北条氏の「人改令」と類似する点があることを見出した。

最後に中国・四国地方では、毛利氏と長宗我部氏の例をみることができる<sup>25)</sup>。

秋山伸隆氏は毛利氏の例について、「具足さらへ」という史料により、軍事に関する人数の徴発方法を見出した<sup>26)</sup>。毛利氏は貫高を基準にして、譜代家臣から人員を徴発していた。ただし、「具足さらへ」に記された徴発は、毛利氏と家臣との間で個別的に人数を調査する作業であったとする。すなわち毛利氏の軍役体系は著しい個別性・非統一性を有していたと評価した。ただ、大内氏も具足数と軍役が所領高による数量的な関係で把握されていたことと比較すると、大内氏よりも毛利氏の方が軍役体系については進展しているとした。

長宗我部氏の事例については、平井上総氏の研究がある<sup>27)</sup>。長宗我部氏は慶長5年(1600)10月の関ヶ原合戦後に給人を軍事動員している。当主である盛親が村々の庄屋に書状を発給し、動員を指示した。こうした緊急時における動員が庄屋経由でなされていることは、以前からの仕組みであると平井氏は評価する。また、庄屋によ

て動員されるのは、庄屋の管轄地域に居住する下層の在地給人であるとした。このような給人の動員については、関ヶ原敗戦後の本格的な防備体制であるとする。

以上のように、戦国期の民衆動員については、様々な事例があり、研究が進展してきた。

特に、北条氏と武田氏については、史料の残存状況が良く、詳細な内容が分析されている。また、武田氏の事例では、大名による民衆の細かい動員方法まで知ることができる。

畿内の事例では、荘郷と惣国一揆による民衆動員が、北条氏や武田氏、上杉氏と共通する点を見出すことができる。その他の民衆動員における事例については、徴発する人物の身分を示し、大名に仕える給人が知行する貫高によって徴発する人数を決定しているということがわかる。

また、戦国期における民衆の軍事動員については、明治期のように徴兵令としてのシステムが確立されておらず、戦国期特有のものといえる。

## 第2節 民衆軍事動員令について

戦国期の民衆軍事動員令について、具体的な規則を設けたことがわかるのは、北条氏や武田氏といった大名である。そこで発給された軍事動員令の概要を次に示す。

①郷において身分を選ばず、「国」(大名の領国)のために召し抱える者を選び出し、その名を記すようにすること(人数は郷ごとに異なる)。②弓・槍・鉄砲、どのようなものでもよいので、武器を持参すること。③この度、一人でも参上させない場合や、良い人材を選んで郷村に残した場合、それらを隠しているという情報が後日入り次第、郷村の有力者の首を斬る。④どのような身分でも男であれば、15～70歳(大名によって年齢制限は異なる)までを徴発し、その人物の名前を記す。男でも郷村に残ることができる者は、70歳以上の老人、郷村に居住する末端の役人、15歳以下の子供、陣夫(人夫・軍夫)であり、これら以外のは出發せよ。⑤武士のような支度をしてくること。⑥①～⑤の規則を全てこなせば、ふさわしい希望(恩賞)をかなえる。⑦参上したら、大名の検使の前に着到(はせ参じて、人数・武具を把握する行為)し、着到の手續きが完了したら帰って良い。ただし、雨が降った場合は来なくてよい。着到したときはふさわしい武具を持参してくること。⑧20日の滞在とその期間の出陣を要求する。追記、20日間以降は許可を得なくても、軍役衆(給人)以外は帰って良い。

以上の規則は北条氏の動員令をもとにまとめたものである。武田氏も若干の違いはあるが、おおむね同様である。

北条氏は上記のような動員令を危機管理という意味合

いで発令した。北条氏による動員令を発給した時期について、藤木久志氏などは3つの時期に分けることができるとした<sup>28)</sup>。それらを区分すると、Ⅰ.永禄11年(1568)から元亀2年(1571)冬、Ⅱ.天正14年(1586)から同16年(1588)秋、Ⅲ.天正17年(1589)から同18年(1590)夏となる。

Ⅰは、武田信玄との対決局面で、甲相同盟を結ぶまでの3年間、Ⅱは豊臣惣撫事令からそれに対する妥協を探るための北条氏規(4代当主氏政弟)上洛まで、Ⅲは上野国名胡桃城奪取から小田原侵攻までの期間である。Ⅱの時期においては、天正15年7月晦日付の定書で、「よき者を撰残し、夫同然之者申付候者」とあって、陣夫同然の人材を郷村から出していることや、「然者号権門之被官、不致陣役者」とあるように権門の被官を名乗り動員に応じない人物がいたことが想定される。このような文言を規定に書き入れているということは、郷村側は北条氏の動員令に対し、命令通りの人材を提供していなかったことが考えられる。

武田氏も同様で、危機管理のため、長篠の戦いの後の天正5年(1577)に動員令を発給している。ここでも、非戦闘員とされる陣夫のような、戦闘では役立たずの人間を召し出すという風潮があったとされ、敵味方でうわさされるほどの絶望的な状況が広がっていたことが想定される。

そもそも、中世の百姓を含む民衆は、いかなる手段であっても自分たちを保護し耕作できるようにしてくれる者を領主として認め年貢を支払う。そして、国家存亡の非常事態でのみしか、民衆は動員されない<sup>29)</sup>。また、笹本正治氏や平山優氏は、戦国時代の土豪・地侍層である「地下人」身分は、一般の百姓よりも財産をもっており、諸役を負う義務をもち、本来は農業に従事しているが、軍役の補助的役割も果たす存在であると定義した<sup>30)</sup>。さらに、武田氏の場合、ここでいう地下人と、大名に対して軍役を行う軍役衆には経済的な格差がないとした。

鈴木将典氏も武田氏を例に、大名と郷村の関係について、郷村にいながら大名にも奉公する軍役衆と、諸役を納める惣百姓(地下人)の関係を整理した<sup>31)</sup>。軍役衆は在郷被官であり、戦闘時になると、出陣などの軍役を課される。それに対し、惣百姓は夫役などをつとめる義務がある。ただし、軍役衆も惣百姓も年貢・公事を大名権力や地頭に納入する点は共通している。

このように、北条氏や武田氏などの大名権力は、平常時は惣百姓以下の民衆を戦闘に駆り出すことはなく、在郷被官である軍役衆が軍事動員されていたと考えられる。また、「国家存亡の非常事態」となるとはじめて、危機管理という意味で、惣百姓などを含む民衆を軍事動員したことが明らかとなっている。そうした軍事動員令は出されていたが、それが大名の期待通りに機能したとはいえない。危機管理の動員という意味では、長宗我部氏の

動員令も北条氏や武田氏のものと同様類似しているといえる。

北条氏の動員令をもとに細かな規定についてみてゆくと、その他の権力との共通点があることがわかる。例えば①や④の規定については、伊達氏も民衆を徴発している点で共通している。ただし、伊達氏の場合、どのような身分でも徴発しているところに留意する必要がある。北条氏においても、天正15年に出された動員令では、動員対象者が「一、於当郷不撰侍・凡下、自然御国御用之砌、可被召仕者撰出、其名を可記事、但貳人、(中略)、一、此道具弓・鎗・鉄炮三様之内、何成共存分次第、(中略)、然者號権門之被官、不致陣役者、或商人、或細工人類、十五・七十を切而可記之事<sup>32)</sup>」とあり、侍、凡下を対象者として、その名前を記すようにと定めている。また、「権門之被官」を号すものや陣夫役が免除となっている商人・細工人も年齢が15～70歳であれば、動員の対象となる。その後に出されたとされる動員令では、侍、凡下に加え、「舞々、猿引、僧侶」、年齢制限を満たす全ての男性<sup>33)</sup>が対象となっており、天正15年時より動員の対象が広がっていることがわかる。これにより、伊達氏のように全ての身分を対象としていることと共通する可能性がある。なお、徳川氏や惣国一揆での動員でも年齢制限を設けている。

また②の武器に関する規定では、毛利氏の場合、譜代家臣に対し、知行貫高を基準にして人数を徴発している。そこでは、「具足」を単位として、具足をそろえている人数を徴発しているため、徴発される人間が武器を持参することを前提としていたのであろう。結城氏は、知行貫高ごとに細かな設定をし、知行が5貫文であれば、具足や馬を結城氏から貸し、10貫文では具足・馬を持参、15貫文より上は、従者を連れて陣に参ることとしている。ここでは、民衆を動員するというよりも、それぞれの家臣に動員をかけているが、その家臣の領有する知行地から、場合によっては民衆も動員されていたことが想定される。

動員された民衆については、武田氏の場合、諸説はあるが通路遮断要員とし、また上杉氏の場合は領土防衛にあたらせたことがわかっている。これは、畿内荘郷の民衆動員と共通する点である。

以上をまとめると、戦国期の権力は、民衆を動員する規定を有し、そうした規定をもとに徴発していた。そして、戦時において民衆を通路遮断のための要員とした記録もあることから、実際に戦闘で機能したこともわかっている。

ただし、徴発方法は、大名などの権力が自ら行うこともあれば、その家臣などに委託する場合もある。動員令は、権力が置かれた危機的な状況が考慮され、それぞれが面している状況によって異なっていた可能性がある。(文責 石田)

## 第2章 戦国大名による国衆(戦国領主)の動員について－西国の事例を中心に－

本章では、戦国大名権力内部に存在した自立性を持つ国衆(戦国領主)を、戦国大名がどのように軍事動員し、それに対して国衆がどのような対応をとったかを西国における事例を中心に解明する。

### 第1節 東国における国衆論と軍勢動員について

戦国大名権力内に独立した権力が存在することを初めて明らかにしたのは矢田俊文氏の研究である<sup>34)</sup>。矢田氏は戦国大名権力を相対化し、国人領主(戦国大名の下位に位置する領主権力)を一つの地域権力として把握した。そして、彼らを「戦国領主」と名付け、判物発給の実態をもとに彼らが郡レベルの領域を地域権力として自立的に支配していたとする。その上で、彼らは戦国大名の家来ではなく、独自の「家中」と「領」を形成する戦国期の基本的領主と位置付けた。

黒田基樹氏はこの視角を継承し、戦国大名領国内に、内政自治権を保持しつつ服属した領主権力が存在したとし、これを「国衆」と呼称した。そして、「国衆」は大名から軍事保護を受ける代わりに、大名からの出陣に応じるという双務契約関係にあるとし、統一政権の成立後、上記の関係は清算され、国衆は大名「家中」へ包摂されると説いた<sup>35)</sup>。

黒田氏が国衆論を展開して以降、戦国領主論者(矢田氏・村井良介氏<sup>36)</sup>ら)と国衆論者(黒田氏・丸島和洋氏<sup>37)</sup>・平山優氏<sup>38)</sup>ら)の間では、判物発給をメルクマールとするのか等、そもそも「国衆」・「戦国領主」とともに抱える概念規定の不十分さ(曖昧さ)について議論がおこった。しかし、戦国大名権力内に自立的で「公的」な領域支配を行う権力が存在することについては、同様の理解を示している。

ただし、重要なのは、国衆論がその論者の研究対象から主に東国において研究が行われていることである。その一方で、戦国期の大名権力内に自立的な権力が存在していることには普遍性があり、近年全国的な「国衆」についての論集が刊行されている<sup>39)</sup>。東国で見えるような戦国大名と「国衆」の関係が、全国において確認できるかどうかは考えなければならない課題といえるだろう。

そこでまず、東国における戦国大名と「国衆」との関係について、先行研究をもとにして明らかにしたい。

東国では、「関東幕注文」<sup>40)</sup>(上杉氏)・「小田原一手役之書立」<sup>41)</sup>(北条氏)・「下之郷起請文」<sup>42)</sup>(武田氏)等の史料から「国衆」の検出が可能であり、それらに記された「国衆」の研究が行われてきた。彼ら(地域的領主)は周

辺の中小国衆や在地の地縁的な地衆集団(土豪層)をその「同心」に編成し、一体で「衆」を形成した。国衆と戦国大名は起請文を交換し、証人(人質)を提出することで、従属関係を結んだ。しかし、国衆の独立性は保持され、国衆の「領」は存続し、「領」内では独自に文書を発給している。国衆は軍役人数が戦国大名により規定(賦課)され、大名の領国体制のなかに組み込まれていた。両者は国衆が軍事保護を受ける代わりに戦国大名からの出陣に応じるという双務契約関係にあるとされている。

では、東国以外において戦国大名が「国衆」をどう軍事動員し、「国衆」がそれに対しどのような対応をとったのか。この点は戦国領主・国衆論争にもかかわっており、両者の関係を考えるうえで重要である。そこで次節では西国を対象として「国衆」がどのように戦国大名に軍事動員されるのかを解明したい。

## 第2節 西国における国衆の動員事例

### (1) 安芸毛利氏の事例

毛利氏は国衆から戦国大名に成長した権力である<sup>43)</sup>。毛利氏はその権力内に「国衆」を編成していた。また、毛利氏は軍勢動員に際して、寄親寄子制(寄親・一所衆制)を採用していた。ただし、国衆が寄親となる例はなく、国衆は自身が一手(衆)を形成していた<sup>44)</sup>。国衆は毛利氏に貫高で把握され、それに応じて軍事動員されていた。しかし彼らは、軍役の責務から逃れるために、自身の貫高を過少に申告しようとした。

【史料1】「毛利元就自筆書状」<sup>45)</sup>

(前略)雲州之三沢ハ、少分限にて候つれ共、よこ田三千貫を親遠江守(為幸)隠居分ニ取候つる、山内大和守者、高七百貫、長江三百貫、四ヶ村千貫、其外式千貫程之(四百貫)隠居分にて候つる、さ候而、直通何と難儀之弓矢にも、其身心むき候ハぬ時者、具足を一両も不出候、河手衆罷出候事八十度ニ一度も不出候、又唯今三吉致高者、入君七百貫、布野七百貫、廻神三百貫、千七百貫知行之由候、此外にも候歟、不存候、此等之衆者、知行者候而も、一圓具足を引、弓矢之用にハ不罷立候、(後略)

【史料1】は弘治3年(1557)、毛利元就が息子隆元に宛てた書状の一部である。ここでは出雲国衆三沢氏、備後国衆山内氏・三吉氏が挙げられている。三沢氏は3000貫、山内氏は4000貫(あるいは3400貫)程を隠居分として計上している。また、三吉氏は1700貫を知行しているが、おそらくその他にも知行しているはずなのに、毛利氏側は把握できていない。

天正14年(1586)2月、【史料1】の際の山内家の当主であった直道の孫にあたる山内隆通は毛利氏に知行貫高を注進している<sup>46)</sup>。その中には「永江 三百五十貫」が

含まれていることから、【史料1】に記された隠居分も含まれたと思われる。しかし、この時提出された合計貫高は6740貫であり、かなりの部分を隠居分に計上していたことになる。さらに山内直道は自分の心が向かない時には「具足(軍員)」を出さず、河手衆(山内氏の構成する「衆」)は全く出陣しなかったことが述べられており、彼らは「弓矢之用」(合戦の役)には立たないとしている。つまり、国衆たちは所有する土地の大部分を隠居分として申告する、もしくはそもそも申告しないことで、自身の負担を軽減させようとし、あまつさえ毛利氏にとって困難な合戦の際も、国衆自身にとって利のないときは出陣してこないことが分かる。

### (2) 豊後大友氏の事例

大友氏も毛利氏と同じく軍事動員の際は、「同心制(寄親寄子制)」を採用している。同心主(寄親)は府内近辺の他姓衆・同紋衆(大友一門)で、加判衆もしくは奉行級の家柄のものであった。同心者(寄子)はその庶家・庶子層か名主土豪層(例 肥後山上衆)であり、国衆(戦国領主)レベルのものは同心主・同心者には存在しない<sup>47)</sup>。大友氏も国衆を軍事編成する際は、家中とは別の論理で行っている。時代は下るが、秀吉の朝鮮出兵の際の「太閤朝鮮征伐ニ付義統豊後侍著到記」では、御一家衆・近辺衆・国人衆・郡郷庄衆(同心衆)という種別で動員している。

また、大友氏は国衆に軍事行動を促す際、「検使」を派遣し催促と後方支援をさせていた<sup>48)</sup>。

【史料2】「大友宗麟書状」<sup>49)</sup>

従筑紫鎮恒、如注進者、前十七、至三根郡、以夜懸、二三ヶ村討崩之由候之條、弥無油断行肝要之段、堅申遣候、然者筑後上下衆、無馳走之由、其間候之間、両検使緩之通、重々稠加下知候、当時佐賀表明置候條、其方角衆、筑後上下衆一致於申談者、無人数之儀、難有之候、此節隆信不拔足様、才覚専要候之趣、猶田原近江守可申候、恐々謹言、

八月廿五日 宗麟(花押)

横岳中務少輔殿

【史料2】は天正2年(1574)、龍造寺隆信が大友氏傘下の肥前国衆横岳氏を攻撃した際、大友宗麟が送った書状である。大友宗麟は横岳氏との双務的契約により援軍出兵のため検使を派遣し、筑後国衆に馳走させようと試みている。しかし、肥前国衆筑紫鎮恒の注進によると筑紫氏は龍造寺隆信の領地である三根郡に攻め入ったが、筑後上下衆(筑後国衆)は馳走しなかった。宗麟はこれを検使の「緩み」として重ねて下知を加えている。検使の怠慢もあるかもしれないが、大友氏の指示にもかかわらず筑後国衆たちは軍事援護を拒む姿勢を見せている。つまり、大友氏傘下の国衆は傘下にあるにもかかわらず大

名の出陣要請に応じていない。また、筑後国衆たちはこの後も長らく大友氏傘下の国衆としてとどまっており、大友氏側もこれを罰することはなかった。

### (3) 肥前龍造寺氏の事例

龍造寺氏は、肥前国佐賀(現佐賀県佐賀市)を本拠として成長し、全盛期は北部九州一帯を支配した戦国大名である。また毛利氏と同様、国衆から戦国大名に成長した存在としても知られる<sup>50)</sup>。

龍造寺氏には、傘下の国衆が存在しており、権力内外の国衆たちと起請文を用いて契約関係を交わしていた<sup>51)</sup>。

また、国衆と交わした起請文の内容は多種多様であり、起請文の取り交わしによる緩やかな支配を実現することで戦国大名へと成長した<sup>52)</sup>。そしてその中には軍勢の馳走を起請したものも存在している。

#### 【史料3】「田尻鑑種起請文」<sup>53)</sup>

再拜々々敬白起請文事

一、今度我等身躰之儀、改先非、至隆信公政家公申談候上者、永々不可企悪心之事

一、対隆信公政家公、田尻鑑種、毛頭無表裏可申承之事、

一、於何方茂御出勢之砌、無心疎可遂馳走之事、

付隆信公政家公鑑種間、於有讒人者、聊無滯可申承之事、

右条々若於偽申者、

(神文略)

天正十一年七月廿一日 田尻丹後守鑑種  
隆信公

政家公 参人々御中

【史料3】は筑後国衆の田尻鑑種が隆信・政家親子に提出した起請文である。第3条で隆信親子の出陣の際に馳走する(出陣する)ことを起請している。一方で、龍造寺氏が起請文を交わした国衆の中には「隔心ない」ことや「讒言を受けた際は互いにその実否を糺す」とするだけのものもあり、そういった国衆を龍造寺氏は軍事動員できなかった(すなわちその国衆は龍造寺氏の傘下ではなかった)と考えられる。

ただし、龍造寺氏の傘下国衆でなくとも、龍造寺氏とともに軍事行動を起こす事例は存在した。

#### 【史料4】「大友府蘭書状写」<sup>54)</sup>

今度、秋月・龍造寺以下逆徒申組、至針目岳依現形、彦表在陣衆之事、早速打入、彼悪党不拔足様討果、可発鬱憤之由、申遣候之条礼能事、彦高岩要害江登城之儀火急申候之處、聊無口能、被遂其節候事、連々忠意令顕然感悦無極候、別而心懸之段、至義統、可令入魂之条、取鎮必可賀之候、弥可被馳走事、可為祝着候、猶重々可申候、恐々謹言、

十一月廿六日 府蘭在判

### 柴田筑前入道殿

【史料4】は大友府蘭(宗麟)が家臣の柴田筑前入道(礼能)に宛てた文書である。豊前国の国衆長野氏の援護として秋月・龍造寺氏が豊前国針目岳(現大分県日田市)に出陣していることが分かる。これに対し、宗麟は彦高岩要害に登城した柴田礼能を褒め、義統(宗麟子)に「入魂」させることを通達している。

秋月氏(秋月種実)は筑前国の国衆であり、龍造寺氏とも起請文を交わしているが、島津氏と龍造寺氏との同盟の仲介を目論んだりするなど、龍造寺氏の同盟相手であった。また、国衆が龍造寺氏に提出した起請文を見ると、その内容の多くに「対豊州(大友氏に対し)」と書かれており、大友氏に対して同心しないようにすること、大友氏への内通は言語道断であることなどが記されており、龍造寺氏と国衆は対大友氏の軍事同盟を結んでいたと思われる。つまり、龍造寺氏と傘下ではない国衆は、対大友氏の戦の時に限り、起請文に基づいて共同で出陣できたと考えられる。

以上、西国における三例を見てきたが、戦国大名の指示・依頼であっても同盟関係にある国衆たちは自身の利害と一致しないと軍勢を派遣することはなかった。そのことは当然としても、傘下である国衆たちも、理由をつけて軍勢動員を拒否し、軍役の負担を減少しようと試みるなど、できる限り軍勢動員を忌避しようとする姿勢が見て取れる。以上の三大名は本拠も違えば出自も別(毛利氏・龍造寺氏は国衆出身、大友氏は守護大名の出身)であり、大名としての国衆支配強度も異なる。ということは国衆の軍事動員忌避傾向は西国における国衆の共通認識であったと言えるだろう。

国衆論において、国衆は大名から軍事保護を受ける代わりに大名からの出陣に応じるという双務契約関係にあるとされる。天正11年(1583)、田尻鑑種は龍造寺氏に降伏するが、その際大友義統は同じ筑後国衆の五条氏に対して田尻氏の降伏は自身の軍事的援護が行えなかったことが原因であるとし、鑑種をねぎらっている<sup>55)</sup>。この田尻氏の事例を見ると大友氏は救援に行けなかったことをもって龍造寺氏に降伏することを容認しており、国衆を軍事的に保護するという義務が大名側にあったことは西国も同様と言える。

天正10年(1582)の武田氏滅亡の際の国衆離反など、東国にも軍勢動員忌避の事例は存在している。しかし毛利氏・大友氏の事例を見ると、国衆は軍勢動員を拒否した後もその大名の傘下に居続けており、東国の事例とは意味合いが大きく異なる。大名の双務的契約は、西国においては絶対的ではなかった。西国における「国衆」の戦国大名に対する自立性は、軍事動員の面のみを見れば東国より強いといえるのではないだろうか。(文責 西森)

### 第3章 戦国期畿内近国における足軽の特質

畿内の戦国時代は、応仁・文明の乱もしくは明応の政変からはじまるとされる。足利将軍家は義隆派と義澄派(「二人の将軍」)、畠山氏は義就流と政長流、細川氏は澄元派と高国派に分裂し、それぞれが合従連衡しながら戦争が展開してゆく<sup>56)</sup>。戦争を遂行していくため、軍事力を確保することが権力の課題であったことは想像に難くない。

さて、第1-2章では戦国大名による国衆動員や民衆動員のあり方について、東国・西国を手探りに検討してきた。本章では、畿内近国をフィールドに足軽の検討を加えてゆきたい。なぜなら、畿内の足軽は戦闘行為にとどまらない動向を見出すことができ、新たな足軽像を提供できるからである。

まず第1節では、畿内近国における足軽研究について整理する。第2節では、足軽を分析する前提として、畿内近国で足軽がどのように動員されるのかを検討する。第3節では、史料上で確認できる戦闘行為以外に従事する足軽の姿を検討してゆく。

#### 第1節 畿内近国における足軽研究

長谷川裕子氏によると、足軽とは非正規の戦闘員であるが、守護や戦国大名の軍隊の中で大きな比重を占めており、戦闘員としての姿を見せるだけでなく、略奪行為も頻繁に行っていた。また、金銭により雇用された戦闘員(傭兵)も存在し、プロの戦闘員として戦国大名の軍勢に編成されたという<sup>57)</sup>。

室町時代の社会構造から足軽を検討した早島大祐氏は、京郊荘園での守護による荘官層の武家被官化や、守護家を頼りに京都に集結する「牢人」が足軽の前提となると指摘した<sup>58)</sup>。また、藤木久志氏は足軽による乱暴狼藉の背景に慢性的な飢饉があったとして、戦国時代の戦争を「食うための戦争」と評価した<sup>59)</sup>。かかる研究は社会経済史的な観点から足軽を考察した研究といえる。

畿内では細川氏や三好氏が西岡地域に徳政を発布することで徳政一揆を軍事動員したこと<sup>60)</sup>や、浅井氏が足軽を雇用していたことが明らかにされた<sup>61)</sup>。また、守護大名であった畠山義就は、「西岡足軽」に本所分年貢四分の一を給分として与えている<sup>62)</sup>。

長谷川裕子氏は惣国一揆が戦国大名の足軽の供給源になっていたとし、足軽が傭兵として戦国大名に雇用されていたことを指摘した<sup>63)</sup>。かかる惣国一揆の政策は安全保障の一環としてとらえられている。

以上、足軽研究は社会経済史や戦国大名の権力論、地域権力論などから多角的に分析され、足軽の歴史像が解

明されてきたといえよう。

ここで一つの史料に注目したい。

【史料5】「信貴城足軽衆黒印状(折紙)」<sup>64)</sup>

急度令申候、仍矢銭米百石、来十六日以前可被出候、若於御延引者、可為御迷惑、相当可仕候、為御届如此候、被持所者、於瀬屋茶屋請取可申候、不可有御油断候、恐々謹言

信貴城

九月十二日 足軽衆(黒印)

法隆寺

年預御坊中

右の史料では、「信貴城足軽衆」が法隆寺に「矢銭米」という軍事課役を賦課している。さらには信貴山城の登城口である「瀬屋(勢野)茶屋」(現奈良県生駒郡三郷町)まで輸送するように命じている。足軽衆は戦闘に従事している存在と考えられているため、軍事課役を課す足軽は一般的に想起される足軽像と乖離しているといえよう。そこで本稿では【史料5】にみられるような戦闘以外の場面での足軽の行動に注目して、足軽の特質を「信貴城足軽衆」が法隆寺に課した「矢銭」をキーワードに探ってゆくことにしたい。

#### 第2節 武家権力による足軽動員の事例

畿内近国の武家権力においては、関東一円を支配した北条氏のような体系的な軍役賦課体制の構築は見られなかったとされる<sup>65)</sup>。それは在地領主クラスの家臣団についてだけでなく、足軽についても同様である。では、どのように足軽の軍事動員を実現したのか。守護・戦国大名・国衆などの武家権力の事例をもとに幅広く検討したい。

##### (1) 畠山氏の事例

畠山氏は、足利一門として室町幕府の管領を輩出する家で、主に山城国・河内国・紀伊国・能登国・越中国の守護であった。しかし、15世紀半ば、家督継承をめぐる、畠山家中が畠山義就方と政長方に分裂することになる。そして、河内国や大和国で家督をめぐる紛争が勃発し、それが応仁・文明の乱へと拡大してゆく<sup>66)</sup>。応仁・文明の乱では、東軍に政長、西軍に義就が分かれることになる。文明9年(1477)11月になると東西両軍の間で講和が成立するが、義就はそれに先立つ9月に河内へ下向し、河内や南山城で領国を形成してゆく<sup>67)</sup>。

義就の領国支配で注目されるのは、戦争を遂行するために新たな守護役を創出したことである。小谷利明氏によると、戦国期の河内国では堀銭・悪党銭・足軽段米といった多様な河内独特の課役が存在したという<sup>68)</sup>。小谷氏の研究を踏まえながら、特に足軽段米について詳し

くみてゆく。

【史料6】「安国寺納所条々事書写」<sup>69)</sup>

(前略)

一、足輕段別之事ハ、従 義就之御代初候由存及候、  
 雖然当寺〔 〕御逝去之後、義豊之御代ニ者  
 御欠所候間、反別之事不及出申候、其已後、兩家御  
 和睦之時者、二ヶ寺充御分候、当寺与真觀寺者從  
 義英之御方諸事不被入御手候条、足輕反別等出申事  
 無之候、然ニ近年御押領候段迷惑候、連年雖御詫言  
 申、無御承引候間、不及力候、此御以先規之筋目御  
 分別專要候、

一、先年御和睦之御時之以筋目、飯盛之御屋形様并木  
 沢殿へ歳暮之御礼申事

十二月日 安国寺納所

吉益甚介殿

萱振玄蕃助殿

まいる

此等之御趣分別肝要候

天文十九年

十二月日 安国寺納所

吉益甚介殿

萱振玄蕃助殿

まいる

【史料6】は、河内国渋川郡亀井村（現大阪府八尾市）に所在する臨濟宗南禅寺派の真觀寺に伝來した史料である<sup>70)</sup>。差出の安国寺は亀井村の西にある正覚寺村（現大阪市平野区）に所在し、南北朝期に足利直義により建立された。【史料6】からは、小谷氏の指摘通り、足輕段米は義就時代（1470年頃）に創出されたものであったことがわかる。

そして、義就の後継者である義豊の代には安国寺の所領は闕所とされていたので、段別を支払う申し出の必要がなかった。さらに永正元年（1504）に義豊の後継者・義英と政長の後継者・尚順が和睦した際は（「兩家御和睦之時者」）、義英方より特権を与えられ、足輕段米は賦課されなかったようだ。

しかし、天文19年（1550）12月には、足輕段別が賦課されるようになり、守護代遊佐長教の被官である吉益匡弼・萱振賢繼に対して押領を停止するように求めていることがわかる。

足輕段米は畠山氏が足輕を雇用するために創出した税制だとされている。天文年間には、足輕反米が賦課されてこなかった安国寺の所領にも賦課されていた。守護権力にその停止を求める働きかけが確認できることから、当該期に足輕段米の賦課対象が拡大していったことがわかる。

## (2) 三好氏の事例

三好長慶は永禄3年（1560）に河内国へ攻め込み、政長流の畠山高政を追放した。北河内は飯盛城に入った三好長慶に、南河内は高屋城に入った三好実休（実休死後は、三好康長）により分割統治される。河内支配では、畠山氏が創出した課役を三好氏が継承した<sup>71)</sup>。それを示すのは次の史料である。

【史料7】「生嶋秀実書下」<sup>72)</sup>

奉寄進田地事

合壹段者〈字八反田／在南鞍造之巽〉

右田地者秀実当知行之由也、為 聚光院殿後茶湯料、就于真觀寺祠堂方奉寄附者明白也、土貢者七斗代〈平野市杵／式合口〉春成百四拾文・段錢六拾文充、兩季仁可有寺納候、引物者杉壹枿・足輕五合之外、別仁無之、加地子壹斗五枿田嶋方江為百姓成出之、七斗代之外也、具見于百姓之指出状、於此田地子々孫々不可有違乱煩者也、仍為後日寄進状如件

永禄十一年辰年

八月初四日 生嶋左馬允秀実（花押）

真觀寺納所禪師

三好氏の被官であった生嶋秀実が三好長慶の菩提を弔うために（「聚光院殿後茶湯料」）真觀寺に田地を寄進したものである。真觀寺は三好長慶の葬礼がおこなわれ、長慶の墓所として定められた。

寄進地からの「土貢」は真觀寺に寺納されたが、これとは別に「杉壹枿・足輕五合」は「引物」とされた。

「杉」とは杉段米を、「足輕」とは足輕段米を指すと考えられる。これらは年貢からは除外されており、真觀寺とは別に徴収主体があった。杉段米や足輕段米が守護により徴収されていた課役であったことを踏まえると、三好氏のもとで生嶋氏が賦課に関与していたことがうかがえる。

## (3) 筒井氏の事例

足輕段米は河内国特有の役だといわれてきたが、大和国でも同様のものが検出できる。

【史料8】「筒井順昭書状」<sup>73)</sup>

為闕所新木庄預進之候、但寺門成・地頭反錢・足輕反米其外家來之入地等被差除、更可被全領知事肝要候、

恐々謹言

筒井

卯月三日 順昭（花押）

南肥後守殿

（後欠）

筒井順昭が闕所となった新木庄（現奈良県大和郡山市もしくは同県磯城郡田原本町）を南肥後守に預けた。ただし、新木庄内に課された、「寺門成・地頭反錢・足輕反米や家來之入地等」は、南氏には預けられることはな

かった。「寺門成」とは、興福寺が大和国一国平均に課す寺門段銭を指し、大和国人の領域では、その国人が代理徴収する方法がとられた<sup>74)</sup>。そのことを踏まえると、「寺門成」の徴収主体は筒井氏で、筒井氏から興福寺へ運上されたと考えられる。そうであれば、「地頭反銭」や「足軽反米」も筒井氏はその徴収主体であったことが推測される。つまり、筒井氏は地頭段銭や足軽段米を徴収し、被官や足軽に給与していたと考えられるのである。おそらく筒井氏は、足軽段米を創出し、足軽の存在基盤を整備していた。いつから足軽反米が創出されたかは明らかにできないが、大和の国中(奈良盆地)統一を進めた筒井順昭期に足軽段米が確認される点は注目されよう。

以上、戦国期に創出された足軽段米について考察してきた。小谷氏は「足軽反米」を軍事的な名目により創出された役であり、畠山氏から三好氏へと継承されたと指摘した。畿内の大名による軍事動員方法は必ずしも明らかではないが、足軽に給付するための足軽段米が畿内で河内国だけではなく大和国でも確認できた点は重要であろう。つまり、足軽段米は河内国独特の役ではない可能性が高い。

### 第3節 足軽による軍事課役の賦課

前節では、畿内において足軽に給付された足軽段米について検討してきた。

次に、【史料5】で見られるような足軽(足軽衆)が「矢銭米」を賦課した事例を検討してゆきたい。

矢銭とは、戦国大名が臨時に賦課した軍用税で、段銭・棟別銭の一種と考えられている。また禁制に散見され、軍勢が陣取った寺院・村落などに恣意的に賦課する様子が窺えるとされる。

長谷川裕子氏は、15世紀末に足軽が兵糧米を賦課している事例を紹介し、兵糧米徴発を権力とともに足軽が担っていたことを明らかにしたが<sup>75)</sup>、16世紀以降は特に検討されていない。本稿では、長谷川氏の研究を念頭に置き、16世紀の実態を明らかにしてゆく。

#### (1) 細川氏の事例

永正4年(1507)9月、赤沢長経は細川京兆家の細川澄元の命をうけ大和国へ侵攻した。長経は京兆家の内衆であった赤沢朝経(宗益)の弟、もしくは養子と考えられている<sup>76)</sup>。

【史料9】『学侶引付』永正四年九月十三日条<sup>77)</sup>

一、就今度忿劇之儀、為寺社、奈良中無為調法、赤沢新兵衛方并初井方可有防禦由被遣處、敵方人数令在奈良事候也、無力候、於不然者、可有慇懃之成敗旨、返牒之間、則彼書状成身院被遣、可被得其意被遣於書状了、

一、赤沢新兵衛方寺社方返牒慇懃之處、昨日奈良中足軽於矢銭申懸、剩放火以下被申事、陵(聊)余之至、敵方人勢可退旨申事□調由、新兵衛方被遣書状了、1条目より、興福寺は赤沢長経とその被官・初井方に寺社や奈良中を防御するよう命じた。しかし、長経は、「敵方人数令在奈良事候也、無力候」と奈良市中に戦乱がおよばないようにすることは至難であるが、敵方(大和国人)が奈良にいないければ、治安を保障する(「慇懃之成敗」と返答している。

2条目によると、赤沢長経自身は寺社方に対して「慇懃」な返事(治安を保障するという)をした。しかし、足軽は、「奈良中」に対して矢銭を賦課し、さらには放火に及んだことがわかる。寺社及び、その周辺で展開された門前郷があった奈良は、一定の人口が居住した都市的空間であったといえよう。そのため、収入が見込める矢銭を賦課したのではないだろうか。

次に享禄4年(1531)大物崩れで戦死した細川高国の残党を率いた、細川玄蕃頭家を出自とする細川国慶の事例を検討してゆく。

【史料10】「細川国慶書状」<sup>78)</sup>

御寺へ拙者足軽共矢銭事申懸之由、言語道断次第候、重而於申入者、被相留、可蒙仰候、可加成敗候、恐々謹言

玄蕃頭

卯月廿一日

国慶(花押)

大徳寺

納所禪師

床下

【史料10】は天文16年(1547)に比定されており<sup>79)</sup>、細川国慶の足軽が大徳寺(「御寺」)に矢銭を賦課していることがわかる。また、同様なことがあれば、大徳寺は足軽に賦課された矢銭を納入せずに抱えて置き、細川国慶へ報告すれば、成敗を加えると伝達している。

【史料11】「今村慶満書状」<sup>80)</sup>

両度御折昏、委細拝見申候、仍昨日小野へ参候て、諸事申談罷帰候、高屋へ之下儀、先延引候、敵之働見合、可有下向由候、将又紫野江足軽衆矢銭相懸由候、則折紙遣候条、定而不可有別儀候、何も急度御出待申候、恐々謹言

今源

卯月廿一日

慶満(花押)

上大

御返報

【史料11】は、足軽衆が大徳寺の門前空間である紫野に矢銭を賦課していることがわかる。大徳寺とその門前・紫野で細川国慶の足軽衆が矢銭を賦課していたため、国慶の内衆であった慶満に足軽衆の対応が求められたと

考えられる。また、馬部隆弘氏によると、細川国慶は天文16年(1547)正月に高雄(現京都市下京区)に出奔し、京都支配は今村慶満などの内衆により担われていたという<sup>81)</sup>。国慶が出奔し、慶満が京都支配をおこなう不安定な政治情勢下で、足軽の矢銭賦課がおこなわれている。

最後に、三好宗渭・香西元成が発給した連署状をもとに検討する。

【史料12】「三好宗渭(政勝)・香西元成連署状(折紙)」<sup>82)</sup>

当所之儀、波多野方被申子細在之条、為当手足軽中矢銭兵糧米之事、可停止之旨、堅申付候、不可相違候、

三好右衛門大夫

七月三日 政勝(花押)

香西越後守

元成(花押)

畑地下中

【史料12】は天文19年(1550)に比定され、当該期は連署状や禁制を宗渭・元成の二名で発給していたことから、細川晴元方の中核を担っていたとされる<sup>83)</sup>。丹波の国衆波多野氏の申し入れにより、三好宗渭と香西元成が「当手(=三好・香西方の)」足軽衆の矢銭兵糧米を賦課することの停止を命じたものである。「畑地下中」は三好・香西方の足軽衆による矢銭兵糧米賦課の停止を波多野氏に求めたものと推定される。畑村(現京都市西京区)は、山城国葛野郡の最西端に位置した。都市で矢銭が賦課される事例に加えて、村においても足軽の矢銭賦課が確認できた。

## (2) 松永氏の事例

つづいて、松永久秀の事例を検討する。

【史料5】は「信貴城足軽衆」が法隆寺に「矢銭米百石」を賦課したものである。注目すべき点は、遅延した場合は「相当可仕候」と強制執行を示唆しており、高圧的な態度であるといえよう。

中川貴皓氏は足軽衆が高圧的な要求をできた背景には、「信貴城」という肩書きによって公儀としての地位を得たのか、もしくは土一揆と同様に群盗化したことがあると指摘している<sup>84)</sup>。ただし、次の史料によると、足軽は、信貴山城の松永久秀権力とは別に独自に矢銭を賦課していると思われる。

【史料13】津越満任等連署状(切紙)<sup>85)</sup>

当寺郷矢銭之儀、度々蒙仰候間、下々堅申付、不可有異儀候之間、可御心安候、此等之趣御衆達肝要存候、恐々謹言、

元龜参 津越伯耆守

正月卅日 満任(花押)

林若狭守

通勝(花押)

四手井下野守

家武(花押)

法隆寺年会御中

【史料13】は、松永久秀の被官である津越以下三名の連署で、彼らが「下々」による「当寺郷矢銭之儀」(法隆寺の門前郷へ矢銭を賦課すること)の禁止を伝えるものである。「下々」が法隆寺の門前郷に矢銭を賦課していることが判明するが、「下々」とは「信貴城足軽衆」のような松永被官の中でも下級の者を指しているであろう。

では、矢銭を賦課した足軽衆は松永家中ではどのような存在だったのか。永禄10年(1567)11月27日、多聞院日記の筆者としても知られる多聞院英俊は三好義継、松永久秀・久通父子より禁制を獲得する。禁制の発給で生じる樽代の支払先には、発給者やその取次を務めた三好氏や松永氏の被官、さらには足軽衆も含まれていた。加えて足軽衆に義継や久秀と同額の「廿疋」が贈られている<sup>86)</sup>。

本来であれば、禁制受給者が禁制発給者やその取次を担った被官に樽代を支払う。しかし、不法行為の主体である足軽衆にまで礼銭が支払われていたことは、足軽衆の存在を考える上で示唆的な事例である。つまり、足軽衆は松永家中において、軍事課役を課するという独自の行動をし、さらには樽代の支払対象となるなど他の被官と同様の扱いを受けていることがわかる。足軽衆は軍事行動だけではなく、軍事課役の賦課や樽代受給の対象となり、独自の存在基盤を確立していたといえよう。

以上、足軽による矢銭賦課の事例を検討してきた。矢銭については、三好長慶が醍醐寺に賦課した事例があり、また織田信長が堺に賦課した事例が著名である。ただし、足軽もその主体となり、足軽は都市や村、寺社に戦争課役である矢銭を賦課していた。それは、戦国大名権力から離れた足軽独自の動きとして評価できよう。足軽の矢銭賦課は地域社会と摩擦を起こすものであり、そうした足軽の動きは戦国大名により規制されてゆくのである。

また、こうした検討により、足軽による矢銭賦課をわずかながら検出することができた。畿内近国における禁制の文言には、軍勢の濫妨狼藉や山林竹木の伐採、陣取などと並んで矢銭兵糧米の賦課禁止条項が見受けられる。矢銭兵糧米の禁止は戦国大名による賦課だけではなく、本稿で検討したように足軽による矢銭の賦課も指していると考えられる。足軽による独自の軍事課役の賦課が脅威となり、寺院が大名権力と交渉し、足軽の非法行為と対峙していたことが推測できよう。禁制の文言も形式的なものではなく、実際の脅威に対応したものであったといえるだろう。(文責 坂本)

## おわりに

以上、3章にわたって、武家権力による軍事動員のあり方を検討してきた。当然のことながら、戦国期の軍事動員は、近代的な戦争のようなシステムティックなものではなかった。第1章でみたように、戦国期権力による民衆の軍事動員には一定の共通性がみられる。しかし、郷村側の姿勢によっては、必ずしも大名権力の意図する動員が実現できたとは限らないものだった。また、第2章でみたように、国衆たちは大名権力からの軍事動員に必ずしも応じるわけではなかった。こうしたある種の「厭戦」的な動向は、自らの利益にならない軍事行動を忌避するために生じたものと思われ、西国における「国衆」の自立性の高さが窺える。

戦闘に従事した足軽を検討した第3章では、畿内の武家権力は、足軽段米という課役を創出し足軽を雇用することで軍事力の確保を図っていた。また、武家権力から雇用される側の足軽自身が矢銭を賦課する事例もみられた。松永氏の足軽衆においては矢銭の賦課にとどまらず、礼銭を獲得していたことから、存在基盤が確立されていたと推測される。

以上のように、文字通り「戦争が隣り合わせの時代」であった戦国時代においては、大名権力・中小領主・民衆それぞれが、それぞれの意向があるなかで、戦争に直面していた。高橋典幸氏は、戦争と平和を対極的に捉える考え方を批判した上で、戦争と平和は弁別できるような単純なものではないとしているが<sup>87)</sup>、少なくとも、戦争や平和に対する価値観が、現在と異なっていることは想像に難くない。

本稿では、日本中世移行期をテーマとし、戦争遂行の構造そのものの一端を分析することで、当該期における戦争や平和、それに対する価値観についての検討を試みた。「戦争」について検討を加える際には、戦争が遂行されうる背景や、その構造を見つめ直し追究するという視座も必要であろう。本稿がその第一歩となることを期待しつつ、擱筆したい。

## 【註】

1. 小林一岳・則竹雄一編『戦争Ⅰ 中世戦争論の現在』(青木書店、2004年)。
2. 高橋典幸編『生活と文化の歴史学5 戦争と平和』(竹林舎、2014年)。
3. 久保健一郎『戦国時代戦争経済論』(校倉書房、2015年)。
4. 勝俣鎮夫「戦国法」(『戦国法成立史論』東京大学出版会、1979年)、同「戦国時代の村落」(『社会史研究』6、1985年)。
5. 藤木久志「村の動員」(『中世の発見』吉川弘文館、1993年初出、のちに同『村と領主の戦国世界』東京大学出版会、1997年に所収)。

6. 黒田基樹「戦国大名の民衆動員」(『歴史学研究』880 特集 変容する「軍隊」「戦争」像—帝国・国家・地域社会と武装する民衆—、2011年)。
7. 熊沢徹「幕末の軍制改革と兵賦徴発」(『歴史評論』499、1991年)。
8. 遠藤ゆり子『『伊達天正日記』所収「野臥日記」の一考察—政宗による民衆の軍事動員を考えるために—(『市史せんだい』仙台市、2017年)。「野臥日記」も遠藤論文で紹介されている。
9. 牧原成征「兵農分離と石高制」(藤井譲治ほか編『岩波講座日本歴史第10巻 近世1』岩波書店、2014年、のち、牧原成征『日本近世の秩序形成—村落・都市・身分』東京大学出版会、2022年に所収)。
10. 中村吉治『近世初期農政史研究』(岩波書店、1938年)。
11. 池上裕子「戦国大名領国における所領および家臣団編成の展開—後北条領国の場合—」(永原慶二編『戦国期の権力と社会』東京大学出版会、1976年、のちに同『戦国時代社会構造の研究』校倉書房、1999年に所収)。
12. 藤木論文、注5に同じ。
13. 黒田論文、注6に同じ。
14. 奥野高広「武田信玄の最後の作戦」(『日本歴史』393号、1981年)。
15. 井原今朝男「山城と山小屋の階級的性格」(『長野』110号、1983年)、同「「いくさ」と民衆—「山小屋」を中心に—」(『歴史評論』511号、1992年)。
16. 笹本正治「戦国時代の山小屋」(『信濃』36巻7号、1984年、同「再び戦国時代の山小屋について」(『信濃』41巻11号、1989年)。
17. 小穴芳実「山小屋は避難小屋か—笹本正治氏の「戦国時代の山小屋」を読んで—」(『信濃』36巻10号、1984年)、同「戦国時代の山小屋再考」(『信濃』42巻3号、1990年)。市村高男「中世城郭史研究の一視点—史料と遺構の統一的把握の試み—」(中世東国史研究会編『中世東国史の研究』東京大学出版会、1988年)、同「戦国期城郭の形態と役割をめぐって」(峰岸純夫編『争点日本の歴史』第4巻中世編[新人物往来社、1991年])。
18. 井原論文、注15に同じ。
19. 山本浩樹「戦国期戦争試論—地域社会の視座から—」(『歴史評論』572号、1997年)。
20. 山下孝司「戦国大名武田氏の地域防衛と民衆」(『戦国期の城と地域—甲斐武田氏領国にみる城館—』岩田書院、2014年、初出1994年)。
21. 山田邦明「上杉謙信の地下人動員令」(『戦国史研究』40号、2000年)、金子達「越後の「地下罫」研究ノート」湯沢町史双書3『町史研究ゆざわ』(Ⅱ)、2003年)。
22. 鈴木将典「武田領国における民衆動員について」(『駒澤大学史学論集』31号、2001年、のちに同『戦国大名武田氏の領国支配』戦国史研究叢書14、岩田書院、2015年)。
23. 藤木論文、注7に同じ。
24. 長谷川裕子「惣国一揆の平和維持と軍事行動—伊賀・甲賀の他国奉公と「足軽」—」(『京郊圏の中世社会』高志書院、2011年、のちに同『戦国期の地域権力と惣国一揆』中世史研究叢書

28. 岩田書院、2016年)。
25. 九州地方の戦国期権力については、管見の限り民衆動員の事例を見つけることができなかった。後考に期したい。
26. 秋山伸隆「戦国大名毛利氏の軍事力編成の展開」(『古文書研究』15、1980年、のちに同『戦国大名毛利氏の研究』吉川弘文館、1998年に所収)。
27. 平井上総「豊臣期長宗我部氏の給人統制」(同『長宗我部氏の検地と権力構造』校倉書房、2008年)。
28. 藤木論文、注5に同じ。
29. 勝俣論文、注4に同じ。
30. 笹本正治「武田文書に見える「地下人」について」(『戦国大名武田氏の研究』思文閣出版、1993年、初出1989年)、平山優「戦国期地下人(郷中乙名衆)の存在形態」(『戦国大名領国の基礎構造』校倉書房、1999年、初出1994年)。
31. 鈴木将典「戦国期の軍役衆身分について」(『武田氏研究』24号、2001年、のちに同『戦国大名武田氏の領国支配』戦国史研究叢書14、岩田書院、2015年所収)。
32. 杉山博・下山治久編『戦国遺文』後北条氏編 第4巻 3133号～3148号(東京堂出版、1992年)。
33. 注32に同じ、3349・3350・3353号。
34. 矢田俊文『日本中世戦国期権力構造の研究』(塙書房、1998年)。
35. 黒田基樹『戦国大名』(平凡社、2014年)。
36. 村井章介『戦国大名権力構造の研究』(思文閣出版、2012年)。
37. 丸島和洋「西肥前における有馬氏の勢力拡大と「戦国大名」化」(2020年度九州史学研究会大会報告)。
38. 平山優『戦国大名と国衆』(角川選書、2018年)。
39. 戦国史研究会編『戦国時代の大名と国衆 支配・従属・自立のメカニズム』(戎光祥出版、2018年)。
40. 『群馬県史 資料編7 中世3』「上杉家文書」2122号(群馬県、1986年)。
41. 注40に同じ、「佐野家蔵文書」3572号。
42. 柴辻俊六・黒田基樹編『戦国遺文』武田氏編 第2巻「生島足島神社文書」1001号、1099号など(東京堂出版、2002年)。
43. 黒田基樹『国衆』(平凡社、2022年)。
44. 秋山伸隆『戦国大名毛利氏の研究』(吉川弘文館、1998年)。
45. 『大日本古文書 家わけ第八 毛利家文書之二』410号(東京大学出版会、1922年)。
46. 『大日本古文書 家わけ第十五 山内首藤家文書』304号(東京大学出版会、1971年)。
47. 福川一徳「戦国期大友氏の軍事編成について―「同心」感状の分析を通じて―」(八木直樹編『豊後大友氏』戎光祥出版、2014年、初稿1976年)。
48. 八木直樹『戦国大名大友氏の権力構造』(戎光祥出版、2021年)。
49. 『佐賀県史料集成 古文書編 第六巻』「横岳家文書」37号(佐賀県立図書館、1962年)。
50. 黒田著書、注43に同じ。
51. 加藤章「竜造寺体制の展開と知行構造の変質」(『九州文化史研究所紀要』26、1981年)。
52. 西森駿汰「戦国大名龍造寺氏と国衆の関係について―起請文の分析を中心に―」(『人文研究』75、2024年)。
53. 『佐賀県史料集成 古文書編 第三巻』「龍造寺家文書」159号(佐賀県立図書館、1958年)。
54. 『大分県先哲叢書 大友宗麟資料集 第五巻』「大友家文書録」1818号(大分県教育委員会、1994年)。
55. 『佐賀県史料集成 古文書編 第七巻』「田尻家文書」213号(佐賀県立図書館、1963年)。
56. 福島克彦『畿内近国の戦国合戦』(吉川弘文館、2009年)、天野忠幸『室町幕府分裂と畿内近国の胎動』(吉川弘文館、2020年)など。
57. 長谷川裕子「戦国時代の戦場と足軽・傭兵―非常勤兵士の実像―」(高橋典幸編『戦争と平和』竹林舎、2014年)。廣田浩治氏は、地域権力である根来寺の配下・根来衆を検討し、織田信長などの軍事動員を事例に根来衆の「傭兵」像が形成されてきたとした。これにより、地域紛争から畿内政権の公的な紛争まで様々なレベルでの紛争に従軍し、室町幕府や守護の公的な軍事動員に応じることもあったことから、単に「傭兵」とする理解は的確ではないとの批判もある(廣田浩治「中世根来寺の戦争と武力」(『和歌山地方史研究』50、2005))。
58. 早島大祐『足軽の誕生』(朝日選書、2012年)。
59. 藤木久志『【新版】雑兵たちの戦場 中世の傭兵と奴隷狩り』(朝日選書、2005年)。
60. 仁木宏『戦国時代、村と町のかたち』(山川出版社、2004年)。
61. 長谷川論文、注24に同じ。
62. 酒井紀美「応仁の「大乱」と在地の武力」(『応仁の乱と在地社会』同成社、2011年)。
63. 長谷川論文、注24に同じ。
64. 天野忠幸編『戦国遺文』三好氏編 第3巻【参考136】「法隆寺文書」(東京堂出版、2015年)。
65. 天野忠幸『増補 戦国期三好政権の研究』(清文堂出版、2015年)によれば、三好氏は土地支配政策が欠如しており、体系的な軍役賦課が実現できなかったとされていたが、のちに同『室町幕府分裂と畿内近国の胎動』(吉川弘文館、2020年)において、公事検地を実施したことを確認し、「給人衆の帳」を作成することで、給人や役高を管理しようとしていたと指摘した。
66. 石田晴男『応仁・文明の乱』(吉川弘文館、2008年)、呉座勇一『応仁の乱』(中央公論社、2016年)。
67. 小谷利明『畿内戦国期守護と地域社会』(清文堂出版、2003年)、弓倉弘年「河内王国の問題点」(小谷利明・弓倉弘年編『南近畿の戦国時代』戎光祥出版、2017年)。
68. 小谷利明「奉書式文書と奉行人奉書―義就流畠山氏の河内支配」(『畿内戦国期守護と地域社会』清文堂出版、2003年、初出1997年を一部改訂)。
69. 「安国寺納所条々事書写」『真観寺文書』20号(『新版八尾市史』、2019年)。
70. 『真観寺文書の研究』(『畿内戦国期守護と地域社会』、2003年)。
71. 小谷利明「堀銭考」(清文堂出版、2015年)。

72. 天野忠幸編『戦国遺文』三好氏編 第2巻 1418号「真観寺文書」(東京堂出版、2014年)。
73. 「筒井順昭書状」5号(柳沢文庫『筒井順慶』、2013年)。
74. 安田次郎「筒井氏の「牢籠」と在地支配」(勝俣鎮夫編『寺院・検断・徳政』吉川弘文館、2004年)
75. 長谷川論文、注57に同じ。
76. 金松誠「赤沢朝経・長経」(天野忠幸編『戦国武将列伝7』畿内編【上】戎光祥出版、2022年)。
77. 『学侶引付』永正4年9月13日条。
78. 『大日本古文書 家わけ第十七 大徳寺文書之二』752号(東京大学出版会、1971年)。
79. 馬部隆弘「細川国慶の上洛戦と京都支配」(同『戦国期細川権力の研究』吉川弘文館、2018年、初出2014年)。
80. 注78に同じ、589号。
81. 馬部論文、注79に同じ。
82. 注72に同じ、1449号「葛野郡梅畑村共有文書」。
83. 馬部隆弘「江口合戦後の細川晴元」(石井伸夫・重見高博・長谷川賢二編『戦国期阿波国のいくさ・信仰・都市』戎光祥出版、2022年)。
84. 中川貴皓「木沢・松永権力の領域支配と大和信貴山城」(中西裕樹編『松永久秀の城郭』戎光祥出版、2021年、初出2011年)。
85. 注64に同じ、1619号「法隆寺文書」。
86. 『多聞院日記』永禄10年11月27日条。福島著書、注56に同じ。
87. 高橋論文、注2に同じ。

〔付記〕本稿は2023年度UCRC若手プロジェクト、課題名：「日本中近世移行期における「戦争」の構造」、研究代表者：兒玉良平(2023年度UCRC研究員)の研究成果をもとに改題・加筆・修正したものである。成稿に際して、大阪公立大学大学院文学研究科×生活科学研究科オープンファカルティ2023「UCRC若手研究フォーラム」での報告の機会を賜った。なお、本稿を執筆するにあたって、全体の調整は、石田将大と西森駿汰が担当した。

---

【2024年9月6日受付/2024年12月18日 『都市文化研究』編集委員会】

兒玉良平：鳥栖市教育委員会、元UCRC研究員

西森駿汰：大阪公立大学大学院文学研究科大学院生、堺市博物館

石田将大：大阪公立大学大学院文学研究科大学院生、八尾市立歴史民俗資料館学芸員(歴史担当)

坂本直紀：大阪公立大学大学院文学研究科大学院生、京田辺市市民部文化・スポーツ振興課市史編さん室

## **Military mobilization in Japan' s medievaltransition period**

Ryohei KODAMA, Hayata NISHIMORI, Masahiro ISHIDA, Naoki SAKAMOTO

Regarding the Warring States Period in Japan, which is characterized by the normalization of war, research has been conducted on the social and economic structures surrounding war. However, there are regional deviations in the surviving historical materials, and there are still issues to be solved in elucidating the actual situation of "war" in the Warring States period as a whole. Therefore, in this paper, We tried to clarify the structure of "war" by examining the state of military organization and mobilization, which is directly related to the power structure of each daimyo and lord who is the main body of the war effort. Chapter 1 focuses on how the powers of the Warring States period mobilized the people, and examines the similarities and differences between the two cases.

Chapter 2 examines the military mobilization of Warload of the Sengoku period(Warload of the Sengoku period) by the power of the Sengoku daimyo. "Kunishu" were not the vassals of the Sengoku daimyo, but samurai who existed as independent lords. We examined the existence of such a situation based on the case of the western Japan region. Chapter 3 examines the military mobilization of ashigaru by samurai power, mainly in the neighboring countries of Kinai, with regard to ashigaru, which is equivalent to mercenaries in modern times. From the above discussion, it was confirmed that military mobilization during the Warring States period was not as systematic as modern warfare. The mobilization of the people did not go as intended by the daimyo power, and "Kunishu" tend to avoid military actions that are not in their own interests. On the other hand,Ashigaru were trying to establis their own foundation. In the Warring States period, it can be seen that the daimyo power, small and medium-sized lords, and the people faced war with their own intentions.

**Key words:** War, Military formation, Military mobilization, Warring States Period, Power of Japan' s medievaltransition period